

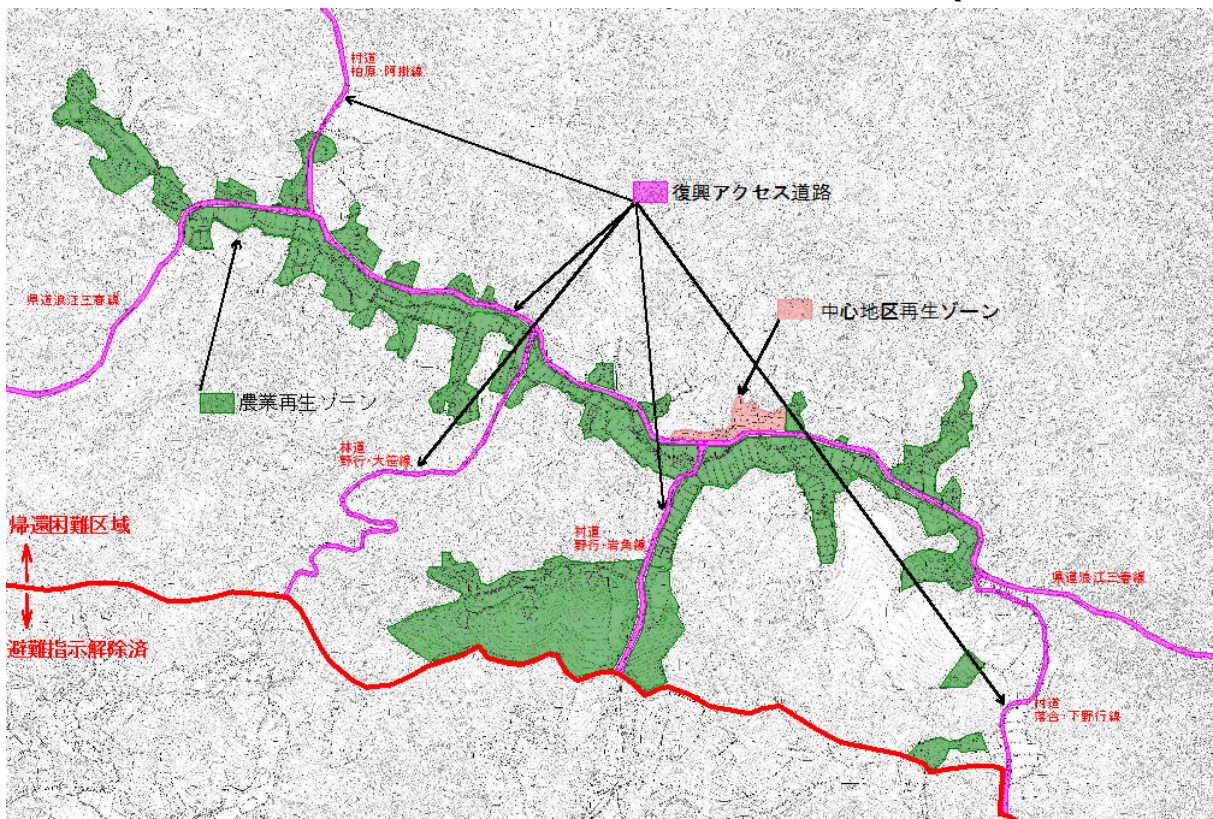
葛尾村 特定復興再生拠点区域復興再生計画の概要

■計画の意義・目標

葛尾村野行地区において「改正・福島復興再生特別措置法（平成29年5月19日施行）」により新たに設けられた「特定復興再生拠点区域復興再生計画制度」を活用し、村の掲げる「エコ・コンパクトビレッジ」の理念のもと、特定復興再生拠点区域を定め、～自然と共存し、一人ひとりの笑顔がみえる持続可能なふるさと「かつらお」～の実現を目指す。

■特定復興再生拠点区域図、区域内の土地利用

（面積：約95ha）



<特定復興再生拠点区域に含まれる施設>
区域内インフラ復旧整備に必要な施設（電気通信、農業水利施設等）、県道浪江三春線、村道柏原阿掛線、林道野行大笹線、村道野行岩角線、村道落合下野行線、防災拠点

■計画の概要

計画の期間	平成34年9月末まで
解除目標	平成34年春頃
居住人口目標	約80人

■事業内容

○中心地区再生ゾーン

- 集会所など地域の人々の交流拠点を整備し、コミュニティの維持・継続に繋げる。

○農業再生ゾーン

- 農用地等の利用環境を復旧・整備し、震災前の村の中心産業であった農業、畜産の再生を図る。

■広域図

